

株式会社ハウスジーメン 建築物省エネルギー性能表示制度料金規程

(趣旨)

第 1 条 この建築物省エネルギー性能表示制度料金規程（以下「規程」という。）は、株式会社ハウスジーメン（以下「ジーメン」という。）が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係る評価料金)

第 2 条 新築および既存住宅における評価料金は、別表 1 に掲げる額とする。

(非住宅に係る料金)

第 3 条 新築および既存建築物における評価料金は、別表 2 に掲げる額とする。

(住宅・非住宅複合建築物に係る料金)

第 4 条 新築および既存建築物における評価料金は、別表 3 に掲げる額とする。

(料金の支払期日)

第 5 条 申請者が納付する料金の支払期日は、「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」（以下「約款」という。）第 4 条に規定する期日とする。

(料金の支払方法)

第 6 条 申請者は、別表 1 から 4 までに定める料金を約款第 5 条の支払方法により納入する。

(取り下げ・再発行料金)

第 7 条 申請者の事由により評価前に取り下げる場合又は誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行等を行った場合の料金は、5,500 円（税込）とする。

(料金の返還)

第 8 条 収納した料金は返還しない。ただし、ジーメンの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(料金の減額)

第 9 条 ジーメンは評価業務を効率的に実施できると判断した場合は料金を減額することができる。

(附則) この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 6 年 10 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

戸建住宅

内容	料金
単独審査	33,000 円
審査利用 ※1	11,000 円

共同住宅

評価対象面積 (㎡)	共用部の計算を含む場合 (円)	共用部の計算を含まない場 合 (円)
300 未満	44,000 + 戸数 × 4,400	
300 以上 1,000 未満	121,000 + 戸数 × 3,850	60,500 + 戸数 × 3,850
1,000 以上 2,000 未満	165,000 + 戸数 × 3,300	93,500 + 戸数 × 3,300
2,000 以上 5,000 未満	220,000 + 戸数 × 3,300	143,000 + 戸数 × 3,300
5,000 以上 10,000 未満	330,000 + 戸数 × 3,300	209,000 + 戸数 × 3,300
10,000 以上 15,000 未満	440,000 + 戸数 × 3,300	286,000 + 戸数 × 3,300
15,000 以上 20,000 未満	550,000 + 戸数 × 3,300	374,000 + 戸数 × 3,300

※1 審査利用とは、当社に設計住宅性能評価、長期使用構造等確認申請、低炭素建築物認定に係る技術的審査、またはフラット 35S 適合証明（省エネルギー性）を申請している場合に限る。ただし当初の審査と BELS で内容が異なる場合は、単独審査の扱いとする。

※2 変更申請料金は当初の評価料金の 1/2 とする。ただし当初の評価が審査利用であった場合で、BELS のみ変更申請を行うときは単独審査の評価料金の 1/2 とする。

※3 評価を行う前に取り下げた場合の事務手数料は、5,500 円とする。

※4 誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、以下の料金とする。

・戸建て住宅、共同住宅で申請対象が住棟のみの場合 5,500 円

・共同住宅で申請対象に住戸を含む場合 (5,500 + 申請対象住戸数 × 1,100) 円とする。

※5 共同住宅で床面積が 20,000 ㎡を超える場合の料金は、別途見積もりとする。

※6 書面による申請の場合、または電子申請で書面による交付を希望する場合は 2,200 円を加算する。

※7 共同住宅で、当社で行った設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定に係る技術的審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査結果を利用できる場合は以下の料金とする。

・申請対象が住棟のみの場合 上表の料金の 1/2

・申請対象に住戸を含む場合 上表の料金の 1/2 + 申請対象住戸数 × 1,100 円

別表 2 新築・既存建築物（非住宅）業務料金

（税込）

非住宅		
評価対象面積（㎡）	標準入力法（円）	モデル建物法（円）
300 未満	143,000	82,500
300 以上 1,000 未満	198,000	110,000
1,000 以上 2,000 未満	352,000	154,000
2,000 以上 5,000 未満	418,000	220,000
5,000 以上 10,000 未満	462,000	275,000
10,000 以上 20,000 未満	506,000	330,000
20,000 以上 50,000 未満	605,000	385,000
50,000 以上 100,000 未満	825,000	550,000

※1 判定対象となる床面積が 20,000 ㎡を超える場合の料金は、別途見積とする。

※2 建物用途が複数の用途となる場合の料金は、別途見積とする。

※3 変更申請料金は当初の評価料金の 1/2 とする。

※4 評価を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,500 円（税込）とする。

※5 書面による申請の場合、または電子申請で書面による交付を希望する場合は 2,200 円を加算する。

※6 当社で行った低炭素建築物認定に係る技術的審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査結果を利用できる場合は、上表の料金の 1/2 とする。

別表 3 住宅・非住宅複合建築物業務料金

評価料金については、別途見積もりとする。